

## 宇治市環境管理制度認証登録支援事業費補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、宇治市域における事業活動による環境への負荷を低減し、地球温暖化の防止を図るため、K E S・環境マネジメントシステム・スタンダード（以下「K E S」という。）を導入し、その認証等を受けた事業者に対し、宇治市環境管理制度認証登録支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境マネジメントシステム 環境への負荷を低減するために、企業が環境に配慮した事業活動を計画、実行、及び評価する仕組みをいう。
- (2) K E S 特定非営利活動法人K E S環境機構（以下「K E S環境機構」という。）が策定した、中小企業向けの環境マネジメントシステムをいう。
- (3) コンサルタント 環境マネジメントシステムの認証取得に係る支援業務を受注した事業者又は個人をいう。

### (補助対象事業者)

第3条 補助の対象となる事業者は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 本市の区域内において事業所又は事務所（以下「事業所」という。）を有する事業者（個人事業主含む）。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人等の公的法人が出資している法人を除く。
- (2) 審査登録機関によるK E Sの認証を令和4年4月1日以降に取得した事業者
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 過去に本補助金の交付を受けていない事業者

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する次に掲げる経費で市長が必要と認めるものとする。

- (1) K E S新規登録に際してのコンサルタント料
- (2) K E S登録に際しての新規審査・登録料

2 前項第1号のみの申請はできないものとする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助対象経費の2分の1以内の額で50,600円を上限とする額

- (1) KES新規登録に際してのコンサルタント料  
補助対象経費の2分の1 上限19,800円
- (2) KES登録に際しての新規審査・登録料  
補助対象経費の2分の1 上限30,800円

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、宇治市環境管理制度認証登録支援事業費補助金交付申請兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、認証を受けた日の属する年度の3月末日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 企業概要書(様式第2号)若しくは会社パンフレット等、申請者の業務内容が分かる資料
- (2) 宇治市環境管理制度認証登録支援経費報告書(様式第3号)
- (3) 市税の納税証明書(申請日前の直近のもの)
- (4) KESの登録認証を取得したことを証する書面の写し
- (5) 各経費に係る支出を証する書類の写し(内訳が記載された請求書及び領収書等の写し)
- (6) 審査登録機関及び認証登録取得日から2年以内のコンサルタントとの契約書の写し。ただし、前条第1号の補助金を請求する場合に限る。
- (7) 申請者の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(法人の場合)申請日前3か月以内に取得したもの
- (8) 申請者の住民票の写し(個人の場合)申請日前3か月以内に取得したもの

## 2 申請及び実績報告の方法

- (1) 申請者は補助金の交付申請及び実績報告を、持参又は市に到達した日が確認できる郵送・メールの方法等により行うものとする。
- (2) 持参による補助金の交付申請及び実績報告は、市人権環境部環境企画課の窓口において、閉庁日を除く、午前9時から午後5時まで受け付ける。
- (3) 市に到着した日が確認できる郵送の方法等により補助金の交付申請及び実績報告を行う場合は、市に到着した日(閉庁日の場合はその翌日)をもって提出日とする。

3 申請の受付は、先着順に行うものとする。

4 受け付けた申請に係る補助金の合計額が予算の上限に達したときは、新たな申請を受け付けないものとする。

5 申請の受付期間は4月1日から翌年3月末日までとする。

(補助金の交付決定及び確定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて補助金額の範囲内において補助額を決定し、申請者に対し宇治市環境管理制度認証登録支援事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、申請者に対しその理由を付した宇治市環境管理制度認証登録支援事業費補助金不交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 前条第1項の宇治市環境管理制度認証登録支援事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書を受けたものは、確定の日から30日以内に、宇治市環境管理制度認証登録支援事業費補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付するものとする。

(立入検査)

第10条 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、補助対象の事業所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第11条 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第12条 市長は、補助金を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要項は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。